

8保医健薬第1364号  
令和8年7月1日

一般社団法人東京都病院薬剤師会  
会長 後藤 一美 様

東京都保健医療局健康安全部長

神永 貴志

( 公 印 省 略 )

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の  
運営にかかる協力依頼について

日頃から、東京都の保健医療行政に御協力いただきありがとうございます。  
今般、標記の件について、令和8年6月25日付事務連絡により、厚生労働  
省医政局総務課及び内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課から別添のと  
おり通知がありました。

つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いい  
たします。

<問合せ先>

東京都保健医療局健康安全部

薬務課監視計画担当

電話番号：03-5320-4519

事務連絡  
令和8年6月25日

各  
〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕  
衛生主管部（局）  
各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター所管部（局）  
御中

厚生労働省医政局総務課  
内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の  
運営にかかる協力依頼について

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（以下「センター」という。）について、「第6次男女共同参画基本計画」及び「第5次犯罪被害者等基本計画」に基づき、都道府県等による設置・運営を推進しており、現在47都道府県に52センターが整備されているところですが、被害者支援の充実を図る観点から、センターの支援の質の向上が求められております。

つきましては、センター設置の趣旨を御理解いただき、医療的支援を含めた被害者支援の更なる充実を図る観点から、両部局間の連携を図りながら下記施策への御協力をお願いします。

記

1. センターにかかるリーフレットの周知・配布について

別添1のとおり、医療機関向けにセンターを紹介したリーフレットを作成しております。医療機関の皆様においてセンターについて広く理解していただき、受診者の性被害に気付いた場合にはセンターに御紹介いただけるよう、簡潔にまとめた内容となっておりますので、管下医療機関への周知・配布をお願いいたします。

【A4 裏表版（PDF 形式）】

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/leaflet\\_2024\\_02.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/leaflet_2024_02.pdf)

【3つ折版（PDF 形式）】

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/leaflet\\_2024\\_01.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/leaflet_2024_01.pdf)

印刷物を御希望の場合は、下段記載の申込フォームに御記入の上、御送信ください。なお、送料の御負担はございません。

## 2. 全国共通番号#8891 マグネットシートの周知・配布について

別添2のとおり、医療機関向けにワンストップ支援センターの全国共通番号#8891 を記載したマグネットシートを作成いたしました。こちらは、医療機関の皆様において、常時デスクやキャビネット等に貼付いただき、受診者の性被害に気付いた場合にはセンターを御紹介いただくことができるよう、作成したものです。管下医療機関への周知をお願いいたします。

マグネットシートを御希望の場合は、下段記載の申込フォームに御記入の上、御送信ください。なお、送料の御負担はございません。

## 3. 衛生主管部局とセンター所管部局との連携について

各都道府県のセンター所管部局は、必ずしも医療機関にかかる情報やネットワークを有しているとは限らないため、センターの機能強化及び医療的支援の充実にあたっては、両部局間で連携を図ることが重要です。

### (1) 衛生主管部局における対応

センター所管部局よりセンターの機能強化や医療機関との連携構築等にかかる相談・協力依頼があった場合には、積極的に関与するとともに、必要に応じ助言、医療機関への照会及び連絡等の対応をお願いします。

### (2) センター所管部局における対応

引き続きセンターの支援の質の向上に向けた取組及び検討を進めるとともに、医療機関の更なる協力が必要となる場合には、衛生主管部局の協力を得つつ、連携を図りながら、地域における連携関係の構築、センターへの助言や連絡等の対応をお願いします。

## 4. 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の活用について

センターの整備・運営にあたっては、内閣府の「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」（別添3参照）が全ての都道府県において活用され

ております。センターと医療機関等との連携強化のための取組、連携・協力する医療機関における支援環境の整備（医療機関への負担金、医師等への謝金等を含む）、医療従事者等への研修等についても交付対象となりますので、センターの機能強化や医療機関との連携にあたっては、当交付金の更なる御活用を御検討くださいますようお願いいたします。

**【資料】**

- 別添 1 医療機関向けにセンターを紹介したリーフレット
- 別添 2 全国共通番号 #8891 のマグネットシート
- 別添 3 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

**【リーフレット及びマグネットシートのお申込フォーム】**

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0514.html>

※上限（300部）以上の送付希望は受け付けておりません。なお、在庫には限りがありますので御要望にお応えできない場合もございます。何卒御了承ください。

<照会先>

厚生労働省医政局総務課

今井、本橋（内線 4456）

電話：03-5253-1111（代表）

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

西中、久保田、八木（内線 37551、37579）

電話：03-5253-2111（代表）

マグネットシート(#8891)

W91 mm×55 mmR3mm(名刺サイズ)、厚み 0.8mm



# 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和8年度当初予算額 477百万円】

(令和7年度補正予算額 230百万円 令和7年度当初予算額 497百万円)

## 目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

## 概要

[交付先] 都道府県、政令指定都市、中核市

[対象経費 (交付率)] ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先 (本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

### (1) 相談センターの運営費等 (1/2)

①相談センターの運営(相談員等の人件費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組 ※拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

### (2) 被害者の医療費等 (1/3)

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費等

### (3) AV出演被害防止・救済に関する法的支援 (全額)

## 事業スキーム

内閣府

交付金

都道府県等 ※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等